

令和8年千代田区議会第2回定例会議事速記録（第1565号）《未定稿》

◎日 時 令和8年6月24日（水）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（22人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	とものり	議員
11番	はやお	恭一	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
21番	ふかみ	貴子	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員

な し

◎出席説明員

区 長	樋 口 高 顕 君
副 区 長	藤 本 誠 君
副 区 長	小 林 聡 史 君
保 健 福 祉 部 長	石 綿 賢 一 郎 君
地域保健担当部長	高 木 明 子 君
千代田保健所長	
地 域 振 興 部 長	印 出 井 一 美 君
文化スポーツ担当部長	武 笠 真 由 美 君
環境まちづくり部長	清 水 章 君
ゼロカーボン推進技監	川 又 孝 太 郎 君
まちづくり担当部長	飯 塚 睦 樹 君
政 策 経 営 部 長	村 木 久 人 君
財産管理担当部長	
行政管理担当部長	御 郷 誠 君
デジタル担当部長	
災害対策・危機管理担当部長	倉 田 一 君
会 計 管 理 者	大 森 幹 夫 君
総 務 課 長	吉 田 守 君
企 画 課 長	小 菅 啓 介 君
財 政 課 長	前 田 美知太郎 君

(教育委員会)

教 育 長	堀 米 孝 尚 君
子 ど も 部 長	小 川 賢 太 郎 君
教 育 担 当 部 長	中 田 治 子 君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河 合 芳 則 君
-------------	-----------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	大 谷 由 佳 君
----------	-----------

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	夏 目 久 義 君
事 務 局 次 長	(事務局長事務取扱)
議 事 担 当 係 長	新 井 秀 樹 君
議 事 担 当 係 長	赤 沼 仁 美 君
議 事 担 当 係 長	有 我 こ の み 君
議 事 担 当 係 長	細 倉 岳 君

午後1時00分 開会・開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和8年第2回千代田区議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名員を定めます。会議規則第124条の規定に基づき、議長から指名します。15番永田壮一議員、16番入山たけひこ議員にお願いします。

会期についてお諮りします。今定例会の会期は、本日6月24日から7月10日までの17日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

報告します。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人ゆとりちよだの経営状況について説明する書類の提出がありました。その写しを配付しましたので、ご了承願います。

報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） 樋口区長から議会招集の挨拶をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 令和8年第2回区議会定例会の開会に当たり、私の区政運営における所信を申し上げます。

区政を取り巻く環境は、長引く中東情勢の影響に加え、酷暑や豪雨の頻発化などにより、先行きの見通しが一層不透明な状況にあります。こうした状況の下、区民の安全・安心を最優先に、変化の激しい社会環境に的確に対応する施策を先手先手で講じてまいります。

まず、先般の警報級の大雨が予想された台風第6号における区の対応について申し上げます。

区では、台風への事前の備えとして危機管理対策会議を開催し、台風の進路や降雨予測、各種イベントの実施可否の確認をはじめ、情報収集・伝達の徹底や備えるべき対策について共有し、災害リスクに応じた迅速な対応方針を確認いたしました。

また、児童生徒の安全確保を最優先とし、区立学校、幼稚園及びこども園においては、台風最接近前日の午後1時半の段階で臨時休業を決定、周知するなど、早期の対応を図りました。併せて、河川監視や夜間パトロールの体制を強化するとともに、道路雨水桝の清掃、区内建築・解体工事現場約60件への個別注意喚起を行い、被害の未然防止に取り組みしました。

台風当日においては、大雨警報や神田川に係る氾濫危険警報の発表を踏まえ、神田川流域の浸水予想区域に対して高齢者等避難を発令し、頑強な建物の2階以上への避難を呼びかけました。また、浸水の危険が見込まれる地域への重点的な土のう対応や倒木の迅速な処理を行うなど、人的被害の防止を最優先とした対応も実施したところです。さらに、区民への情報発信については、ホームページや安全・安心メール等を通じて最新情報を迅速かつ丁寧に提供し、適切な行動につながるよう努めてまいりました。

これらの対応の結果、区において人的被害は確認されておらず、一定の成果が得られたものと認識しております。今後も、今回の対応を検証し、より実効性の高い危機管理体制の構築に努めるとともに、区民の安全・安心、最優先に、万全を期してまいります。

次に、酷暑対策について申し上げます。

昨年は1898年の統計開始以来、最も暑い夏となり、全国の熱中症による救急搬送者数も10万人を超えました。今年も既に、ゴールデンウィーク期間中から都心の最高気温が30度を超え、その後も連続で真夏日が記録されるなど、昨年以上の猛暑が予想されていることから、熱中症などによる健康被害を予防する取組の強化が求められております。

今年度はいち早く広報千代田5月5日号で熱中症予防の特集を組むなど、区民への情報発信と意識啓発を強化するとともに、ひと涼みスポットやクーリングシェルのさらなる拡充など、対策を強化しているところです。

また、新たな取組として、低所得世帯の方に向けて、10万円を上限に購入費用等を助成するエアコン設置支援の緊急対策、開始いたしました。本格的な暑さに間に合うよう、5月1日から受付を開始しております。既にお問い合わせを頂いており、夏を迎えるまでに多くのご家庭が快適な環境を整えられるよう、さらなる周知に努めてまいります。

さらに、試行的な取組として熱中症対策キットを各出張所に配備し、地域イベントなどで活用していただくことで、参加者の健康被害予防対策にも取り組んでまいります。

加えて、駅前や交差点など、多くの人が一時的に滞留する場所では、歩行者が直射日光を受けやすく、対策の必要性が高まっています。このため、御茶ノ水駅お茶の水橋口前の歩道に日よけを設置し、安全管理を徹底しながら、日よけの効果を検証してまいります。

併せて、屋外で活動する子ども及び見守る保護者などに対する熱中症対策についても、万全を期す必要があります。こどもの池や親水広場を開設している公園への日よけ設置に向けた検討を進めるとともに、夏休み期間中、区内2つの小学校、旧九段中学校の各体育館を開放し、室内の冷房の効いた快適な環境で体を動かすことができる遊び場を提供してまいります。記録的な猛暑が常態化する中、区としては、区民の生命を守るため、あらゆる手段を講じ、実効性の高い対策に取り組んでまいります。

次に、観桜期における桜の倒木を受けての対応について申し上げます。

4月2日、千鳥ヶ淵での桜の倒木を受け、区で管理する桜833本のうち、昨年度の調査で経過観察となった258本を対象に、4月中旬に職員による緊急点検を実施しました。結果、樹木の揺れなどがある4本を確認し、樹木医による診断を行い、伐採する必要があると判明しました。昨年度の樹勢調査で伐採対象となっていた36本と合わせて、計40本について、伐採作業に着手しております。

今後は、倒木を未然に防ぎ、区民の安全と安心を守るとともに、千代田区各所に咲き誇る桜を守るために、新たな植樹を行いながら、次世代の子どもたちにこの景観を継承していく取組を進めてまいります。

次に、麻しん対策について申し上げます。

本年4月以降、都内で麻しんの患者が急増し、特に10代から40代の若い方が多くを占めています。近隣の自治体では学校施設での集団感染事例も報告されています。

こうした状況を踏まえ、緊急対応として予備費を活用し、麻しんの抗体検査及び予防接種費用について、新たに全額助成、開始いたしました。具体的には、6月15日より、0歳児の同居家族、19歳から49歳の区民、区内の保育園、幼稚園、学校施設などに勤務する職員等を対象に実施します。

麻しんは特に乳幼児において重症化リスクが高く、命に関わることもある病気です。現在の流行の中心である世代に加え、学校施設職員等も幅広く対象とすることで、特に子どもへの感染を予防し、区民の命と健康を守る取組を進めてまいります。

次に、子どもの広場について申し上げます。

飯田橋子どもの広場は、区内で初めてスケートボードとボルダリングを楽しめる施設として、夏休み前の開園を目指し、整備を進めています。また、本広場は、2025年度グッドデザイン賞金賞を受賞した「千代田区公園づくり基本方針2025」に基づき整備するものです。

千代田区は土地利用が極めて高度に進んだ都心であり、本広場においても、鉄道沿線という地形の特性を踏まえ、特定の利用者のニーズに応える場として活用するという新たな視点の下、検

討を進めてまいりました。

なお、安全にご利用いただくためには、利用者がルールを守る、互いを尊重し思いやる、規範意識が重要だと考えています。

多くの子どもたちや保護者の皆様が楽しく安全に遊べるように、利用者の小さな心遣いやマナー向上の積み重ね、あるいは友達同士で教え合うような、そんな公園づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者等の相談支援について申し上げます。

地域社会を取り巻く環境や家族・暮らしの在り方が大きく変化する中、地域とのつながりや自分の居場所を持つことができず、孤独や孤立に悩む区民も見られることから、こうした悩み事の相談に真摯に応え、親身に寄り添って支援を行える体制の整備が重要になっています。

こうした課題に対して、区はこれまで社会福祉協議会と密接に連携して、地域住民や支援者、関係機関と一緒に区民の方の悩み事の解決に取り組むコミュニティ・ソーシャル・ワーカー、CSWの拠点を、かがやきプラザとアキバ分室に設置してまいりました。これにより、分野を超えて複雑に絡み合った課題を抱える区民に対し、必要なサービスを必要なときにお手元まで確実に届ける、いわゆるラストワンマイルを担う支援を行ってまいりました。

さらに今月、区民により身近な地域できめ細やかな支援を充実させるため、CSWの新たな拠点として、昨日、いきいきプラザ一番町に番町分室を開設いたしました。新たな拠点も加わり、区内3つの拠点で相互に連携しながら、区民のお困り事を少しでも早く解決へとつなげ、誰もが安心して暮らしやすい地域づくりに取り組んでまいります。

次に、産業コミュニティの活性化について申し上げます。

区では、地場産業とスタートアップによるイノベーションの創出、区内での実証から実装までを一気通貫で支援する仕組みづくり等を柱に、産業コミュニティ「千代田CULTURE×TECH」を展開しております。

本年6月には秋葉原及び神田錦町の区内2か所に産業コミュニティ活性化拠点、開設いたしました。秋葉原では、先端技術やコンテンツ産業の集積を生かし、都市型の実証実験や新たなビジネス創出を促進してまいります。また、神田錦町では、文字・出版文化などの地域の文化的資源を生かし、若者や女性起業家をはじめとする新たな担い手の呼び込みと、地域との共創による価値創造を進めてまいります。これらの拠点が、起業家や地域の事業者にとって、互いに刺激を受けながら、共に挑戦できる居場所となることで、新たな連携や価値創出が生まれることを期待しております。

さらに、千代田区の地域特性を存分に生かし、多様な資源を結びつけ、新たな価値を生み出す好循環を形成してまいります。結果として、地域産業の持続的な発展を図るとともに、産業振興を通じた住民の生活の質の向上、昼間人口の方の区への愛着の醸成を促し、地域の活力の向上につなげてまいります。

次に、住み続けられる住環境の整備について申し上げます。

先月発表された国勢調査の速報値では、千代田区の人口は6万6,199人と、前回に比べ0.

72%減少しました。地域別や世代別等詳細な分析が必要ではありますが、住宅コストの著しい高騰が人口減の一因である可能性も考えられます。区では、手軽な家賃で住める子育て世帯向けアフォードブル住宅の供給に向け、空き家実態調査を踏まえ、モデル事業の確実な実施に取り組んでまいります。

次に、神保町のまちづくりについて申し上げます。

神保町の魅力を将来にわたり守り育てていくため、区では昨年度より「神保町地域まちづくり協議会」を立ち上げ、地域の実情に即したオーダーメイドのまちづくりルールについて議論を重ねてまいりました。

現在検討しております、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく「街並み再生方針（案）」は、大規模な再開発を前提とするものではなく、既存の老朽建築物の更新に関する一定のルールと、地域貢献に応じたインセンティブを一体的に示すものです。これにより、現状では困難とされている中小規模の建て替えや既存建物のリノベーションが着実に進むよう誘導するとともに、古書店街を核とした産業と文化、そして神保町らしい歴史が息づくまちなみを将来に継承していくことを目標としております。実際に古書店を営む皆様から、神保町らしさを大切にしていこうというこの取組に対して、多くの賛同の声、頂いております。

今後は、本方針の策定に向けて条例を所管する東京都とも連携しながら、まちづくりルールの実効性の確保などの検討を深めるとともに、神保町の魅力の維持・向上につながるよう、着実に取組を進めてまいります。

次に、神田警察通り道路整備事業について申し上げます。

工事に反対する一部の住民から最高裁判所に上告されていた住民訴訟につきましては、裁判官全員一致の意見により、区側が全面勝訴となりました。本判決を受け、区といたしましては、多くの方々から寄せられている整備のご要望を踏まえ、本事業の完了に向け、着実に事業を進めてまいります。

最後に、今回提案いたしました諸議案について申し上げます。

まず、予算案件といたしまして、令和8年度千代田区一般会計補正予算第2号の1件であります。

次に、条例案件といたしまして、新たに条例を制定するもの1件、条例の一部を改正するもの2件の、計3件であります。

次に、契約関係ですが、三崎橋補修等工事請負契約について、災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、電子黒板等の購入について、避難所環境整備に係る物資の購入について、区立内幸町ホールの改修に関する工事請負契約の一部変更について2件、特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線における電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事の委託に関する施行協定の締結についての、計7件であります。

また、報告案件として、令和7年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、区立内幸町ホールの改修に関する工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について2件、専決処分により損害賠償額の決定をした件についての計4件で、今回の付議案件

は合わせて15件であります。何とぞご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和8年第2回区議会定例会開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。本日は以上で延会したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は7月1日午前10時30分から開会いたします。ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は以上で終了します。延会します。

午後1時18分 延会